



牧之原市

令和4年度任用  
牧之原市会計年度任用職員  
追加募集案内

将来都市像

「絆と元気が創る

幸せあふれみんなが集う

NEXTまきのほら」

【お問い合わせ窓口】

〒421-0495 静岡県牧之原市静波 447 番地 1  
牧之原市役所（榛原庁舎3階）総務部総務課  
電話:0548-23-0051

## I 受付期間・申し込み方法等について

受付期間	随時
申込方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 申込書類を牧之原市役所の各所管課で配布しております。 (市のホームページからダウンロードが可能)</li><li>・ 必要事項を記入の上、申込書提出先まで持参又は郵送により提出してください。 ※郵送の場合、受付期間最終日の消印は有効とします。 ※封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書してください。 ※電話・電子メールによる申込みは受け付けません。 ※原則1人につき1職種区分へ申し込みしてください。 選考に漏れてしまった方で、申込書に他職種区分への配属希望有にされた方につきましては、別途、御連絡させていただく場合があります。</li><li>・ 持参の場合は、上記の期間のうち土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時15分から午後5時まで各課で受け付けます。</li></ul>
提出書類 (1～3すべて)	1. 試験申込書      2. 受験票      3. エントリーシート (一部なし)
申込書類提出先	各所管課

## II 応募資格について

応募資格	<p>全職種共通</p> <p>(1) 年齢・性別・学歴・国籍 不問</p> <p>(2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</li><li>・ 牧之原市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない人</li><li>・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</li></ul>
------	--

### Ⅲ 職種区分及び採用予定人員等

※ 今後の予算状況等により、採用予定人数が変更される場合があります。

※ 「フル」とは、フルタイム会計年度任用職員（週の勤務時間が 38 時間 45 分）、「パート」とは、パートタイム会計年度任用職員（週の勤務時間が 38 時間 45 分未満）のことをいいます。

※ 詳細は職種別詳細を参照してください。

職種区分	番号	職種又は業務内容	フル・パート	人数	所管課等
A 一般事務	5	長寿介護課介護保険係に関する業務	パート	1	市民課
T 放課後児童クラブ支援員	34	放課後児童クラブに関する業務(随時)	パート	若干名	子ども子育て課
O 保育士 保育教諭 幼稚園教諭	35	幼児教育・保育に関する保育業務	フル	若干名	子ども子育て課
	36	幼児教育・保育に関する保育業務	パート	若干名	
	37	幼児教育・保育に関する保育業務	パート	若干名	
	38	幼児教育・保育早朝及び夜間長時間園児等に関する保育業務	パート	若干名	

#### IV 勤務条件等

項目	内容
任用期間 職種 職務内容 勤務日及び勤務時間 勤務場所 休日等 給与等	職種別詳細のとおり
休暇	○年次有給休暇 1か月を超えて任用される場合に付与（20日を限度に1週間の勤務日数等により決定）  ○その他休暇 結婚・忌引・病気・産前産後・介護等の休暇制度あり （付与条件等については、関係例規の規定による）
社会保険等	健康保険、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入
身分	○一般職の地方公務員（非常勤） ○地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用される
営利企業への従事等の制限	○フルタイム会計年度任用職員は、許可が必要 ○パートタイム会計年度任用職員は、届出が必要

#### V 選考の流れ

選考方法	面接日	職種別詳細のとおり
	面接会場	職種別詳細のとおり
	選考区分	書類選考及び個別面接
	選考内容	エントリーシートに基づく選考 職務適正、コミュニケーション能力等についての個別面接

#### VI 選考結果の通知

1. 選考の結果は、総務課から合格者・不合格者とも文書で通知します。
2. 電話、Eメールでの試験結果・合否の問い合わせについては、一切応じません。

## **VII 採用について**

1. 採用年月日は、採用決定の翌月からを基本とします。
2. 次の場合は合格を取り消し、採用しません。
  - 受験資格がない場合や、申込書等の記載事項に虚偽、または不正があることが判明した場合。
  - 免許、資格等を必要とする職種については、当該免許、資格等を取得していない場合や、当該免許資格等が取り消されている場合、又は業務の停止を命じられている場合。
  - 実務経験を必要とする職種については、実務経験が確認できない場合
3. 応募者が採用予定数に満たなかった場合でも、試験結果を受けて採用を行わないことがあります。

## **VIII その他**

1. 採用予定人数が変更される場合があります。
2. 提出書類及び面接試験時に取得した個人情報、採用選考・採用事務及び採用後の人事管理以外の目的には一切使用しません。
3. 提出された書類は、返却いたしません。
4. 採用申込書類は必ず本人が作成してください。